

監 第 23 号
令和元年 8 月 19 日

雲南市長 速水雄一様

雲南市監査委員 谷戸邦夫
雲南市監査委員 堀江治之



平成30年度雲南市公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年7月29日付財政第67号で審査に付された事項について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成 30 年度

雲南市公營企業經營健全化審査意見書

雲南市 監査委員

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
	(1) 算定対象会計	1
	(2) 資金不足比率	1
	① 法適用企業	2
	② 法非適用企業	2
5	まとめ	2
6	審査意見	3

平成30年度 雲南市公営企業経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 平成30年度 資金不足比率
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和元年8月5日から令和元年8月16日まで（12日間）

3. 審査の方法

この公営企業経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を受け実施した。

4. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

(1) 算定対象会計

公 営 企 業	法適用	水道事業会計
		工業用水道事業会計
		病院事業会計
	法非適用	生活排水処理事業特別会計

(2) 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	—	
生活排水処理事業特別会計	—	—	—	

※資金不足比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

平成30年度決算に基づく、雲南市の公営企業の資金不足比率は、いずれの会計とも資金不足額はなく、資金不足比率は算出されなかった。

【経営健全化基準の適用】

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定めることとなる。

①法適用企業

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会計年度	流動負債	企業債等	流動資産	控除財源	資金剰余額
水道事業会計	平成 30 年度	537,991	474,278	1,747,474	0	1,683,761
	平成 29 年度	525,661	467,904	1,610,628	0	1,552,871
	増減額	12,330	6,374	136,846	0	130,890
工業用水道 事業会計	平成 30 年度	40,168	36,345	159,803	0	155,980
	平成 29 年度	39,001	35,575	173,823	0	170,397
	増減額	1,167	770	△14,020	0	△14,417
病院事業会計	平成 30 年度	1,203,522	380,591	2,275,439	0	1,452,508
	平成 29 年度	1,261,159	280,219	2,409,366	0	1,428,426
	増減額	△57,637	100,372	△133,927	0	24,082

※ (資金剰余額=流動資産-控除財源-(流動負債-企業債等))

いずれの会計も、資金不足額を生じていない。

②法非適用企業

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会計年度	資金剰余額
生活排水処理事業特別会計	平成 30 年度	4,170
	平成 29 年度	7,487
	増減額	△3,317

特別会計も、資金不足額を生じていない。

5. まとめ

公営企業における法適用企業の会計は、いずれも資金剰余額を生じている。水道事業会計は前年度に比べ 130,890 千円増加し 1,683,761 千円、工業用水道事業会計は前年度に比べ 14,417 千円減少し 155,980 千円、病院事業会計は前年度に比べ 24,082 千円増加し 1,452,508 千円となった。いずれも資金不足はない。

また、法非適用企業の生活排水処理事業特別会計でも同じく資金剰余額を生じている。前年度に比べ3,317千円減少し4,170千円となり、資金不足はない。

この資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、当年度は資金不足額を生じていないため、健全段階の範囲となっている。

6. 審査意見

公営企業の健全化判断を示す資金不足比率は、いずれの会計においても資金の不足が生じていないため、該当の数値はなく特に指摘すべき事項はない。国の示す基準では健全段階の範囲となっているが、この経営健全化基準（20%）はあくまでも公営企業の不健全な状態を示す目安に過ぎず、今後もこの基準に近づかない事業運営を推進するよう望むものである。

